奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長　松　本　眞理子

奈良県教育委員会規則第四号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する等の規則

（奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正）

第一条　奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表学校教育課の項中「、特別支援教育係」を削り、同表県立学校企画調整室の項を次のように改める。

特別支援教育企画室	特別支援教育第一係、特別支援教育第二係

第三条の表保健体育課の項中「庶務係」を「総務係」に改め、「、競技振興係」を削る。

第四条県立学校企画調整室の項を次のように改める。

特別支援教育企画室

一　特別支援教育に関する将来計画の策定に関すること。

二　特別支援教育に関する教育課程及び学習指導に関すること。

三　障害のある児童及び生徒の就学等に関すること。

四　特別支援教育に関する啓発及び支援に関すること。

五　特別支援教育に関する調査研究等に関すること。

第四条人権・社会教育課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条保健体育課の項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とする。

（奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第二条　奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第十三号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　主任主査

第四条の三の見出し中「係長」の下に「、主任主査」を加え、同条第一項中「係長」の下に「、主任主査」を加え、同条第三項中「主査」を「主任主査及び主査」に改める。

第七条第二項中「、県立学校企画調整室」を「、特別支援教育企画室」に改める。

（奈良県社会教育センター管理運営規則の一部改正）

第三条　奈良県社会教育センター管理運営規則（昭和五十八年五月奈良県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　主任主査

第四条第四項中「主査」を「主任主査及び主査」に改める。

（奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則の一部改正）

第四条　奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則（平成五年十一月奈良県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　主任主査

第三条第三項中「主査」を「主任主査及び主査」に改める。

（奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部改正）

第五条　奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則（昭和五十五年三月奈良県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「指導研究員」を「特別指導研究員」に改め、同条第九号中「主査及び主任研究員」を「主任主査、指導研究員、主査及び主任研究員」に改める。

第六条第五号中「主査及び主任学芸員」を「主任主査、指導学芸員、主査及び主任学芸員」に改める。

（奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正）

第六条　奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号

）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「教育相談部」を「教育相談部　特別支援教育部」に改める。

第三条中特別支援教育部の項を削る。

第四条第一項中第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八　調整員

九　主任主査

第五条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「主査」を「主任主査及び主査」に改め、同項を同条第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

８　調整員は、上司の命を受け、担任する調整事務を処理する。

（奈良県教育委員会スポーツ賞授与規則の廃止）

第七条　奈良県教育委員会スポーツ賞授与規則（昭和三十三年三月奈良県教育委員会規則第二号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。